

学校体育施設開放事業における事務手続き等の変更に関する

Q&A について

1. 提出書類の削減について

Q 1	使用記録簿の提出が不要になっているが、引き続き記録はつけなければならないのか？
A1	各運営員会にお任せします。提出は必要としませんが、管理上必要な場合は作成してください。
Q 2	学校使用許可申請書は生涯学習課に提出しなくて良いのか
A2	生涯学習課への提出は不要です。学校に提出して許可をもらい、運営委員会で保管してください。(1年程度)
Q 2	空調の申請の書類があるが、生涯学習課に提出すれば、学校の許可なく使えるのか？
A2	まずは、学校に相談していただき、問題がなければ指定の申請書類を生涯学習課に提出してください。
Q 3	子供団体を活動しており、免除申請を出すことで費用を免除されている。免除申請書が廃止になるとの説明であったが、その場合、免除そのものがなくなるのか、また、別の方法で判断するのか？
A3	免除そのものがなくなるのではなく、様式の変更点で対応する。申請時に名簿を提出してもらっているが、指導者と団員が分かるような様式に変更している。免除団体かどうかはその様式で判断します。

2. 学校（教員）の負担軽減について

Q 1	データで送ることができない、ダウンロードできない人はどうしたらいい？
A1	原則、メールでのやりとりとします。ただし団体の中に、どうしてもメールやデータを扱える人がいないなどやむを得ない場合のみ、紙媒体でのやりとりを行いますので、直接生涯学習課の窓口で提出されるか、学校の連絡便により提出されるか、どちらの方法でも結構です。
Q 2	通知はこれまで通り紙で送ってくれる？
A2	金額を書いた納付書については、全団体紙媒体で送ります。それ以外の登録申請書や、実績表の提出依頼については、メールでの通知を進めていきますが、メールが扱えない団体については紙で対応します。
Q 3	データで団体各自が送るとなると、委員長がとりまとめせず、状況が把握しにくい問題はないのか？
A3	委員長のとりまとめは必要ありません。提出(実績表等)がない団体には、原則生涯学習課から個別に催促します。催促しても、提出がない場合は、運営委員長に連絡をお願いする場合がありますので、その時はご協力お願いします。

Q 4	運営委員長が忙しく学校に行って、書類を仕分けできない場合はどうしたらいい？
A4	書類の仕分けは必ず委員長が行う必要はありませんので、代わりの方が仕分けをお願いします。書類を発送する際、生涯学習課からメールでその旨を送信させていただきますので、各団体はその後、速やかに書類を受け取っていただきますようご協力願います。
Q 5	夜間開催の場合、日程調整会議の場所を学校と相談とあるが、どのように工夫していくのか？
A5	学校教員が出席しない場合は、体育館で行うことも方法の一つです。学校とよく相談して決めてください。
Q 6	連絡便の仕分けは運営委員会がやるのか？
A6	基本やり取りは、メールとなります。連絡便の仕分けなど、現場で作業が発生する場合は、運営委員会が主体となって実施してください。
Q 7	書類のコピー代はどかが負担するのか？
A7	もしコピーの必要が出てきた場合、学校にお願いして協力してもらってください。
Q 8	提出する様式データはどのような形式を想定しているのか、例えば、エクセルとかPDFとか？
A8	エクセルデータでの提出をお願いします。
Q 9	申請時に団員名簿の作成も必要だが、個人情報も含んでいるので、これまで学校経由で提出していた。今後運営委員会からのデータで送付となるとそのあたりの対策はできているのか？
A9	申請は団体毎の申請となります。ただし、運営委員会名簿は運営委員会からの提出となり、今回住所欄等は削除していますが、メールアドレスの記載が必要となります。頂いた情報については、厳重に管理していきます。
Q 1 0	毎週使っていない団体（使う月と使わない月がある団体）はいつ取りに来る？
A10	生涯学習課からの連絡物については、発送する際に生涯学習課から各団体にメール等でお知らせします。毎週使っていない団体についても書類が届き次第取りに行ってもらいます。
Q 1 1	学校開放用の連絡箱ではどんな書類をやりとりするのか？
A11	連絡箱には生涯学習課から団体への連絡物（納付書）や団体が生涯学習課へ提出する書類（使用実績表）を入れることになります。

3. 利用日程の決定について

Q 1	3月に日程調整会議をすとなれば、委員長が前年のままで引継ぎされていないが、どうするのか？運営委員長はどのタイミングで決めるのか？
A1	令和7年4月からの運用では、前月の3月の日程調整会議で、令和7年度の運営委員会編成を決めていただくこととなりますので、3月の日程調整会議の調整までは、令和6年度の体制でお願いします。前期分の登録申請団体のリストを旧年度の運営委員長に送付しますので、それをもとに3月の日程調整会議の調整を行ってください。3月の日程調整会議で、4月からの運営委員会の新体制を決め、引継ぎをお願いします。
Q 2	3月に予定が合わず、集まらない場合どうしたらいいか？
A2	運営委員長が不在の場合、副委員長が代理で務めるなど運営委員会で話し合っって対応してください。
Q 3	学校の使用できない日時はいつ、誰が、どのようにして教えてくれるのか？
A3	使用できない日については、これまで通り開放学校が運営委員会に報告します。日程調整会議のタイミングで学校の予定を確認してください。
Q 4	予定表を提出した後、変更があった場合や新規が追加された場合は、再度予定表を提出しなければいけないのか？
A4	再度提出いただきますようお願いします。
Q 5	地域によってや、空き状況によって、使える頻度が変わるのは不公平ではないか？他の地域での登録も認めてくれないか？
A5	学校という公共施設を貸している以上、地域内の人であれば、学校教員も誰が施設を利用しているのか把握しやすくなり、施設の管理上効率的です。また、基本的に学校は車両の乗り入れを認めておらず、駐車スペースが確保されていません。地域外からでは、安全面でのトラブルにもつながることから、中学校区内でとしています。
Q 6	小中一貫校の場合、小学校区も中学校区も同じで、既に空きがない状況の中で新規団体が増えたらどう対応すればいいのか？
A6	できる限り隔週で利用する、抽選で行うなど運営委員会の中で調整し、譲り合いながら決めてください。それでもどうしても難しい場合は、生涯学習課まで個別にご相談ください。
Q 7	空きがある場合、運営委員長に個別で相談にきたら勝手に許可をしていいのか？
A7	既に団体登録をしている場合は、運営委員長と相談して許可が下りた場合、使用していただいて構いませんが、運営委員会全体でも情報を共有してください。また、日程に変更があった場合は、変更後の使用予定表を必ず生涯学習課に提出してください。
Q 8	団体間で合意をとれば、使用しない日を他団体に貸すのはよいか？
A8	使用しない日は、予め運営委員長、又は生涯学習課に報告するようにしてください。

Q 9	前期の時点で空きがない場合、後期の新規申請を受け付けないようにはできないのか？
A9	より多くの団体に利用いただけるよう、前期・後期の二期に分けています。前期が終わりますと、一旦日程はリセットされ、新たに後期が始まることとなります。
Q 1 0	申請が 2/20 を過ぎてしまっていた場合、前期期間の活動はできないのですか？
A10	20 日までに提出が確認できない場合、前期分の日程調整会議には参加できません。ただし、日程調整会議後、空きがあれば活動していただけます。
Q 1 1	年度途中で、別の学校に申請をしていいか？前期・後期で学校を変えることはできるか？
A11	可能です。ただし、1団体1施設の決まりがありますので、前期に使用している学校は使用できません。
Q 1 2	途中での新規の登録を妨げるために、必要以上に既存の地域団体が枠を増やさないか？
A12	日程調整会議では、新規希望団体が追加されることも想定して、必要最小限での使用日程を決めていただきます。
Q 1 3	日程調整会議で希望の曜日・時間帯が重なって収拾がつかなくなった場合、どうすればいいか？
A13	隔週で利用する、抽選で行うなど運営委員会の中で調整し、譲り合いながら決めてください。
Q 1 4	使用している学校の児童・生徒が多く所属して今まで健全育成に貢献してきたのに、新しい団体と平等に調整するというのは納得がいかない。
A14	本事業は、大人から子供まで、市民の社会体育の向上を目的とした事業であることをご理解いただき、使用年数等に関わらず、地域の団体同士で譲り合って利用いただきますようお願いいたします。
Q 1 5	日程調整会議について、前期後期に分かれるが、今までは使用団体が全部コマを埋めていた。新規団体が出てきたときにバッティングする可能性がある。その時はどうすればいいのか？
A15	コマが埋まっているということは、今まで決まっていたコマを当て込んでいるだけだと思います。新規の団体が出てきたら、被っている日を上手くシェアしてほしいと考えています。毎週使用していたのを、隔週に使用するなど工夫をお願いします。公共施設はみんなの物なので、地域の方々には平等に使っていただきたいので、協力をお願いします。
Q 1 6	被った場合、既存の団体が譲るべきなのか。地域で平等にやるよう運営委員会内で話し合いを持つということか？
A16	それぞれの運営委員会で調整していただきますようお願いいたします。例えば、ある団体が絶対にその日でない駄目で、既存の団体も譲る気がないということも出てくると思います。そういったことが出てくるとも想定されますので、その場合は、地域の団体が使用できる開放学校は中学校区になりますので、例えばA小、B小、C小、D中で、A小でそのような問題が出れば、生涯学習課に相談いただければ、B小、C小、D中の空き状況を確認して調整するなどの対応をしていきたいと考えています。

Q 1 7	日程調整会議が、3月と9月の2回になっているが、学校の予定が分からないので今までも2か月に1回会議を実施してきた。2回じゃなくてもいいか？
A17	校長会、教頭会でも説明し、協力を要請しています。3月も9月も1か月ありますので、どこかの日で調整して実施していただきますようお願いします。
Q 1 8	日程調整会議を1月に開いたが、再度開くべきか？
A18	3月にもう1度開催してください。

4. その他

(1) 登録要件について

Q 1	使用団体で、団員名簿に載っていない団員が活動していたり、他の団体が来て、練習試合をしていたりするの認めていいのですか？
A1	団員名簿に変更があった場合は、生涯学習課に申し出、再度団員名簿を提出してください。練習試合については、禁止はしていませんが、実施する場合登録団体が責任を持って管理を行って下さい。
Q 2	規約自身の変更はあるのか？
A2	規則や細則、要綱に反映させるようにします。
Q 3	規則的に、使用団体の要件があると思うが、例えば、地元に住んでいるとか、事業所があるとかの要件は変わらないのか？
A3	変更はありません。

(2) 実費徴収について

Q 1	半面・4分の1面での点灯でこれまでも問題なく使用できており、安全面が確保できないとは思わないのですが？
A1	過去に問題がなかった場合でも、安全面のリスクをより少なくするために(視認性の低下や、活動エリアが狭くなることで接触事故や転倒のリスクが増えるなど)行っていくますのでご了承ください。

(3) スポーツ少年団及び総合型地域スポーツクラブの取扱いについて

Q 1	スポ少で拠点校にしない学校についても、申請は日程調整会議前月の 20 日までにしなければならぬか？空きがなかったら申請した意味がないのでは？
A1	申請受付を締め切った時点で、各学校の運営委員長には申請団体のリストをお送りします。20 日までに申請していただければ、拠点校にしない学校についても、申請があった旨は報告させていただきます。空きがある場合は、その後の日程決定がスムーズに行われることが想定されます。
Q 2	スポ少・総合型枠で拠点校として申請し、日程調整会議で使用日を決めたが、スポ少・総合型として登録していなかった場合、押さえている枠はどうなるか？
A2	地域団体であれば(過半数が校区内)、継続して使用可能であるが、違う場合は登録が認められないと確認されてから使用することはできません。よって押さえている枠は空きになります。
Q 3	スポーツ少年団・総合型地域スポーツクラブの優遇される（優遇が完全になくならない）理由は何か？
A3	日本スポーツ協会が日本のスポーツ界発展のために推進している団体なので、活動ができるよう、市としても配慮を行う必要があるためです。
Q 4	総合型地域スポーツクラブは地域に関係ない人が多く、学校に思い入れがないためマナーが悪い、断ることはできないのか？
A4	マナーが悪い団体については、生涯学習課へご相談いただければ、対応していきます。
Q 5	スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブはどここの学校でも登録できるのだから、団体数が多い学校は拠点校にできないようにするべきではないか？
A5	活動するにあたり、拠点となる学校(学校に所属する生徒が多い等)が必要となるので、平等に登録できるようにしています。

5. 今後のスケジュールについて

Q 1	実績表の提出期限が早い。納付書を送ってくる時間と納付書の納入期限までが早い。どうにかならないか？
A1	実費徴収要綱に基づいて、期限を設定しています。後期(10月～3月分)は翌年度の4月末まで、前期(4月～9月分)は10月末までの納入となります。可能な限りご協力をお願いします。なお、どうしても期限内に納入できない場合は、個別に生涯学習課に相談いただければ納期限を延長させていただきます。